

精神科医療機関とハローワークの連携による 就労支援モデル事業を実施します

～ハローワークが地域の精神科医療機関と協定を締結し、
増加する精神障害者等の就労支援を推進～

佐賀労働局(局長 松森 靖)は、管下のハローワーク鳥栖(所長 杉崎利樹)において、平成29年度から管内で精神障害者等の就職支援に積極的に取り組む精神科医療機関との間で連携協定を締結し、当該精神科医療機関を利用する精神障害者等に対し、就職準備から職場定着まで一貫した支援を行う「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」を実施することとしました。

県内ハローワークを通じた平成28年度の障害者の就職件数は903件で7年連続で過去最高を更新しています。中でも、精神障害者の就職件数は355件(前年度比+18.7%)と大幅に増加するとともに、新規求職申込件数についても580件(前年度比+13.9%)と大幅に増加したところです。

また、平成30年4月1日からは、精神障害者の雇用が義務化され、民間企業の障害者雇用率が2.3%(当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%)に引き上げられることを踏まえ、精神障害者等の就労支援をより一層強化することとしました。

○ 連携モデル事業の実施内容

精神科医療機関が就労可能と判断し、当該事業による就職を希望する精神障害者等に対して、当該精神科医療機関とハローワークの専門支援員を中心とした就労支援チームにより、就職準備から就職後の職場定着までの一貫した就労支援を実施するもの。

○ モデル事業実施ハローワーク及び協定締結精神科医療機関

実施ハローワーク	精神科医療機関
ハローワーク鳥栖	特定医療法人 社団 光風会 光風会病院(理事長 江本すずな) (三養基郡みやき町大字白壁 2927 番地)
	特定医療法人 勇愛会 大島病院(理事長 大島 正親) (三養基郡みやき町大字白壁 4287 番地)

※ 平成29年9月13日現在

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、一定の要件を満たす医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ①支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ②事業実施体制の整備がされている。
- ③事業の周知・参加希望者の取りまとめを行う。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

- ①求職登録者・離職中である者（在職者は除く）
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業実施ハローワーク

事業責任者（HW統括職業指導官等）
就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）

事業周知・参加希望者の把握

「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ①連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
 - ②職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ③職場実習等の機会の積極的な提供
 - ④3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ⑤職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成29年度38労働局

28年度実施局(22局):北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本、鹿児島
29年度新規実施局(16局):岩手、秋田、山形、福島、茨城、群馬、山梨、三重、奈良、和歌山、島根、徳島、香川、佐賀、大分、宮崎を予定